

添付法令資料 4 :

越境監督所を通じた自動車の一時的輸入又は一時的輸出に関する 2019 年 5 月 7 日付  
インドネシア共和国財務大臣規則 No.52/PMK.04/2019 (目次)

公布の日から 30 日後に施行

- 第 1 章 総則 (第 1 条)
- 第 2 章 越境監督所を通じた自動車の一時的輸入
  - 第 1 節 自動車の一時的輸入 (第 2 条ないし第 6 条)
  - 第 2 節 再輸出による完了 (第 7 条及び第 8 条)
  - 第 3 節 再輸出以外による完了 (第 9 条ないし第 13 条)
  - 第 4 節 通関 (トランジット) (第 14 条)
  - 第 5 節 自動車申告の交換 (第 15 条及び第 16 条)
- 第 3 章 自動車の一時的輸出
  - 第 1 節 一時的輸出 (第 17 条ないし第 20 条)
  - 第 2 節 自動車の再輸入 (第 21 条及び第 22 条)
- 第 4 章 越境監督所を通じた自動車の一時的輸入に対する監督 (第 23 条ないし第 25 条)
- 第 5 章 制裁 (第 26 条)
- 第 6 章 雑則 (第 27 条ないし第 31 条)
- 第 7 章 終則 (第 32 条及び第 33 条)